

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)研究推進室(以下「推進室」という。)要項(令和5年3月24日)第5条第2項の規定に基づき、本校ドローン研究センター(以下「センター」という。)の業務及び運営並びに組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、ドローンを活用した各種調査・研究・技術開発等を実施し、それらの研究等を通じて若手研究者や学生等を育成するとともに、その成果を国際社会等に広く還元することを目的とする。

(組織)

第3条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 研究員
- 三 その他校長が必要と認めた者

(センター長)

第4条 センター長は、推進室長が推薦し、校長が指名する。

- 2 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(研究員)

第5条 センターに研究員を置く。

- 2 研究員は、本校の教職員から推進室長が推薦し、校長が指名する。
- 3 センターの研究活動を活性化するため、センターに客員研究員を置くことができる。
- 4 客員研究員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 センターの事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 センターの管理運営に関し、重要な事項については、本校運営会議の議を経なければならない。

- 2 この規程に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。